

岩手県強い農業づくり交付金
令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策事業実施要領

(令和4年6月13日 制 定 農園第142号)

第1 趣旨

令和4年福島県沖を震源とする地震（以下「令和4年地震」という。）の影響により被害が発生した県内の共同利用施設等について、農業生産基盤の回復を図るための施設整備等を早急に支援する必要がある。

このため、岩手県強い農業づくり交付金交付要綱（平成27年3月31日付け農園第510号農林水産部長通知）第2に規定する、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）第4の1のただし書による緊急対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第2 対策の内容

本対策は、令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領（令和4年4月20日付け4新食第206号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)通知、4農産第384号農林水産省農産局長通知、4畜産第213号農林水産省畜産局長通知。以下「国実施要領」という。）第2の1に掲げる取組を支援するものとする。

第3 対策の実施

1 本対策における共同利用施設等の整備の実施基準、事業実施主体、採択要件等、交付率については、国実施要領別紙1のとおりとする。

2 本対策においては、令和4年3月16日以降に着手した第2に掲げる取組を補助対象とすることができる。この場合にあつては、国実施要領別紙様式1号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。

3 本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1

日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知（以下「事務取扱」という。))を適用するものとする。

ただし、事業の着手に係る取扱いについては、2によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。

- 4 事業実施主体は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2896号農林水産省農産局長、3畜産第1989号農林水産省畜産局長通知）による費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用対効果分析の対象外とする。

- 5 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要し、事業実施主体は、成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

第4 事業の対象となる地域

国実施要領第4のとおりとする。

第5 上限事業費

国実施要領第5のとおりとする。

第6 附帯事務費

国実施要領第6のとおりとする。

第7 成果目標の基準

国実施要領第7のとおりとする。

第8 目標年度

国実施要領第8のとおりとする。

第9 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体（市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事

務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が事業実施主体である場合を除く。)は、別に定めるところにより事業実施計画を作成し、別紙様式1号により市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村長(一部事務組合にあつては管理者又は理事、広域連合にあつてはその長とする。以下同じ。)とする。)に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合(以下「本庁直轄事業」という。)にあつては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに別紙様式1号により知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) (1)の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

(3) 市町村長は、(1)の規定に基づき対策の事業実施計画の提出があつた場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い広域振興局長に提出するものとする。

(4) 市町村が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長は別に定めるところにより事業実施計画を作成し、広域振興局長に提出するものとする。

(5) 市町村長は、各事業実施主体の事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別に定めるところにより市町村事業実施計画(以下「市町村計画」という。)を作成し、所管する広域振興局長に提出するものとする。

(6) 国実施要領別紙1の2の(14)に定める知事が地方農政局長等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)の協議は、事業実施計画の提出と併せて行うものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 知事又は市町村長は、1により提出された事業実施計画の成果目標が妥当で事業の採択要件を満たし、かつ事業の規模が適切で成果目標が達成されると見込まれる場合は、別紙様式2号によりその承認を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)の承認をした場合はその写しを添えて、別紙様式3号により速やかに広域振興局長に報告するものとし、広域振興局長は、所管する市町村分を取りまとめるうえ知事に報告するものとする。

(3) 市町村長は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ別紙様式4号により広域振興局長に協議するものとし、広域振興局長は、協議に同意しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

- (4) 知事は、(1)の承認又は(3)の同意をしようとするときは、公平性を確保するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会等により事業計画を審査するものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 本対策における事業実施計画の重要な変更は次のとおりとする。

- ア 成果目標の変更
- イ 事業の中止又は廃止
- ウ 事業実施主体の変更
- エ 共同利用施設の設置場所の変更
- オ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- カ 特認団体が実施する事業内容の変更

- (2) 市町村長は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、市町村計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、(1)に掲げる重要な変更を行う場合は、1及び2(1)に準じた手続きを行い、2(3)に準じて同意を得るものとする。

- (3) 本庁直轄事業において事業実施計画の変更内容が(1)に該当する場合、手続きは、1及び2(1)に準じて行うものとする。

4 事業完了確認等

- (1) 事業実施主体の長は、事業が完了したときは、速やかに市町村長又は知事（本庁直轄事業の場合に限る。）に別紙様式5号により事業完了の届出をするものとし、市町村長は事業完了確認を行ったうえで広域振興局長に提出するものとする。

ただし、市町村が事業実施主体の場合は、広域振興局長に届出をするものとする。

- (2) 広域振興局長は、(1)の届出があったときは市町村長及び事業実施主体の長の命じる者の立会のもとに別紙様式6号に基づき事業完了確認を行うものとし、確認の結果、不適正な事項があると認めるときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。

なお、本庁直轄事業にあつては知事が事業完了確認を行うものとする。

第10 県の助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、成果目標の高さ及び妥当性等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、岩手県強い農業づくり交付金交付要綱（平成27年3月31日付け農園第510号）及びこの要領

により交付金を交付するものとする。

- 2 県は、市町村に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、市町村長等に対し、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第11 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、翌年度の5月末までに別紙様式7号により知事（本庁直轄事業の場合に限る。）又は市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1により提出された事業実施状況の報告及び自らが事業実施主体となった事業実施状況の内容を踏まえ、別に定めるところにより市町村事業実施状況報告を作成し、各事業実施主体（市町村を含む。）が作成した事業実施状況の報告を添付のうえ広域振興局長に報告するものとする。

なお、広域振興局長は市町村長からの報告を取りまとめのうえ知事に報告するものとする。
- 3 知事（本庁直轄事業の場合に限る。）又は市町村長は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 4 広域振興局長は、2の市町村からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第12 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第4の1に準じて別紙様式8号により知事（本庁直轄事業の場合に限る。）又は市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1により提出された事業実施状況の報告及び自らが事業実施主体となった事業実施状況の内容を踏まえ、別に定めるところにより市町村事業評価を作成し、各

事業実施主体（市町村を含む。）が作成した事業評価を添付のうえ広域振興局長に報告するものとする。

- 3 知事及び市町村長は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 知事は、1の評価結果を受けて、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、市町村長及び知事は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。なお、知事は、点検評価の結果後、成果目標が達成されていない状態が続いている場合は、当該事業実施主体が次年度以降の同一の品目・地区において施設整備する場合、厳格な審査を行うものとする。
- 6 県は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことがある。

第13 指導推進等

1 推進指導体制等

知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

県は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

第14 管理運営

- 1 事業実施主体は、本対策により補助を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- 2 知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
また、知事及び市町村長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な

措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

- 3 知事は施設等の利用状況等について、必要に応じて報告を求め、調査を行う場合がある。

第15 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和4年6月13日から施行し、令和4年3月16日に発生した令和4年地震により被災を受けた事業実施主体が、令和4年3月16日以後に行う取組について適用する。